河合芳尚の読図コーナー

連載第5回　地図記号と地図の表記

執筆者の紹介

河合芳尚氏は、豊川山岳会のメンバーで、国立登山研修所の安全登山普及指導者中央研修会の読図講師を務めています。
コンパスの使い方や地図読みの技術を指導し、登山者の技術向上と安全登山の普及に貢献しています。

今回のテーマは「地図記号と地図の表記」です。

地図記号には、「点で表すもの（場所）」と「面で表すもの（エリア）」がありますが、その両方の性質を持つ記号が一つだけ存在します。それが墓地の記号です。

良い目標となる墓地には、1基または数基の墓があり、その位置に記号が表示されます。この記号は、墓を横から見た形をモチーフにしているそうです。

私が特に気に入っている地図記号は「滝」です。有名な大きな滝は、記号の点々が多く、水しぶきが上がっている様子が表現されています。

国土地理院のおっちゃんの気合が伝わってくるようで、なんとも味わい深い記号です。

針葉樹林の記号

そういえば、読図講習会を開催していた際、ある方が針葉樹林の記号を「鉄塔」だと勘違いされていました。なるほど、確かに鉄塔にも見えなくはありません。ただ、もしこの記号が鉄塔だったら、日本の森林には鉄塔が至る所に立っていることになりますね。

地図記号の中で、安全登山に特に役立つものの一つが「岩記号」です。

「尾根が細い」＋「岩記号」＋「等高線が狭い」＝『危険』という公式が成り立ちます。こうした記号の組み合わせから、危険箇所を事前に読み取ることができるので、登山の際には意識しておくとよいでしょう。

地図表記のルール

地図の表記については、「平成25年2万5千分1地形図図式（表示基準）」で細かく定められています。例えば、北アルプス西穂高岳周辺の「間ノ沢」と「西穂高沢」では、地図上での表記が異なります。

「間ノ沢」→縦書き
「西穂高沢」→横書き

この違いにはルールがあり、角度が45度以上の斜面にある名称は縦書き、45度未満の場合は横書きという決まりがあるのです。

また、地図上の文字には以下のようなルールがあります。

傾斜体（斜めの文字）→等高線の数値、山の総称、山の名前、河川名、海岸地形名など

直立体（まっすぐな文字）→市町村名、道路名、鉄道路線名、鉄道駅名など

こうしたルールを知らなくても、安全登山にはまったく影響がありませんし、ナヴィゲーション能力に問題があるわけでもありません。ただ、「知っていると楽しい」―それだけです。

楽しいからこそ覚え、実践し、さらに興味が深まっていく。趣味とは、そういうものだと思います。

次回は、「等高線①」について触れてみたいと思います。

冬山装備のメンテナンス工房
HAREYAMA
なにより「安全」のためです。命を守ってくれる相棒を大切に。
冬山装備のメンテナンス
アイゼン・ピッケル研ぎます
株式会社ウォームリンク
〒470-0135 愛知県日進市岩崎台 1-130
Tel. 0561-72-2805
hareyama.net